

お支払方法の変更及び事務手続きについて

2020年2月
株式会社本間組

弊社では、支払業務の更なる安全性向上と業務効率化の観点から、従来の約束手形によるお支払方法を廃止し、「でんさい(電子記録債権)」(以下「でんさい」)を利用した支払方法に移行することといたしました。

これに伴い、今後のお支払方法を以下のとおりに変更させていただきます。

1. 支払方法の変更

以下のA、Bいずれかのお支払い方法とさせていただきます。

A	でんさいネットサービスでのお支払い 貴社お取引銀行に申込のうえ、弊社指定様式の「代金支払依頼書」を弊社宛ご提出ください。(でんさいネットでの利用者番号が必要になります)
B	電子記録債権一括ファクタリングサービスでのお支払い 三井住友信託銀行より別途お送りする申込書類をご記入のうえ、指定送付先へご提出ください。そのうえで弊社指定様式の「代金支払依頼書」を弊社宛ご提出ください。

2. 支払方法の変更時期と約束手形の廃止時期について

支払方法の変更時期	2020年3月末支払分(2020年2月末締請求受付分)よりA、Bいずれかによる支払いに変更させていただきます。
約束手形の廃止時期	約束手形での支払いは2020年2月末支払分までとし 2020年3月以降は廃止 させていただきます。 ※A、Bの支払方法への変更手続きに時間を要することがあるため、事務手続きが完了するまで約束手形でのお支払いになる場合があります。

3. でんさい事務手数料

上記A、Bいずれの支払い方法においても、でんさい事務手数料として発生記録1件につき 220 円(200 円+消費税)を現金振込額から差し引かせていただきます。なお、現金振込によるお支払いがない場合はでんさいの金額よりでんさい事務手数料を差し引かせていただきます。

※従来の約束手形の場合の手形郵送料(839 円)のご負担はありません。

4. 支払日、支払条件について

従来通りで変更はございません。